

水戸市居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号、長期優良住宅の認定基準である「居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」の要件を下記の通り定めました。

1. 地区計画等の区域内における取り扱い

地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は、認定を行わない。

対象区域 水戸市地区計画区域

2. 景観計画の区域内における取り扱い

景観計画の区域内のうち、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は、認定を行わない。

対象区域 水戸市全域

3. 都市計画施設等の区域内における取り扱い

次の区域内においては、認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施工区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法第6条に規定する基本計画に適合する住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

- ・都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- ・都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ・都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- ・都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- ・住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区